

豊田市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針

豊田市では、豊かな環境、資源及び文化をはぐくむ森林を保全し、次世代へ継承するため、「豊田市森づくり条例」(平成19年3月30日条例第1号。以下「条例」という。)を制定し、人工林の間伐促進や木材の利用拡大等の政策を展開してきた。

このような中、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第3号。以下「法」という。)が施行されたことから、条例の目的の達成を目指し、国及び愛知県が定めた基本方針に即して、「豊田市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を定める。

1 目的

市内の公共建築物等への木材利用の促進を通じて、木のもたらすやすらぎと温もりのある快適な公共空間を市民に提供するとともに、一般建築物等への木材の需要拡大を図り、ひいては、市内の森林整備の促進による、健全な森づくりの実現に資することを目的とする。

2 定義

(1)「公共建築物」とは次に掲げるものとする

ア 市が整備する、公用または公共の用に供する建築物

イ 市以外の者が整備するアに準ずる施設であつて、下記に掲げる建築物

(ア) 教育施設(学校、幼稚園(こども園)等)

(イ) 社会福祉施設(特別養護老人ホーム、保育所(こども園)等)

(ウ) 医療施設(病院、診療所等)

(エ) スポーツ施設(体育館等)

(オ) 社会教育施設(図書館等)

(カ) 公共交通機関の旅客施設(休憩所、待合所、駅舎等)

(キ) その他(市の補助金・交付金などの支援を受けて整備する施設)

(2)「木造化」とは、建築物の新築、増改築にあたり、構造耐力上主要な部分(壁、柱、梁、けた等)の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(3)「木質化」とは、建築物の新築、増改築、改修等にあたり、室内に面する部分(天井、床、壁等)及び屋外に面する部分(外壁等)に木材を利用することをいう。

(4)「地域材」とは、豊田市内で伐採され、豊田市産であることを木材認証制度等に基づく証明がされた木材とする。

(5)「公共土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川、下水道等にかかる土木工事をいう。

3 基本的な事項

- (1) 市は、市内で整備される公共建築物において、木材が積極的に利用されるよう努める。
- (2) 市は、地域材の利用促進及び供給の確保を図るよう努める。

4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

(1) 木造化の推進

低層の建築物（高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築物）については、原則として木造とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は木造以外の構造にすることができる。

ア 建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすることまたは主要構造部を耐火構造とすることが求められている建築物

イ 建築物の用途から木造がなじまない、あるいは木造にすることが技術的に困難な施設

(2) 木質化の推進

整備する建築物の構造が木造、非木造にかかわらず、多くの者の目に触れる箇所は内装等の木質化を積極的にすすめる。ただし、次のいずれかに該当する場合は除くことができる。

ア 法令の規定等により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することが技術的に困難な場合

(3) 使用する木材の産地

木造化・木質化を推進するにあたって使用する木材は原則として国産材とする。特に地域材が利用できる場合は、優先的に地域材を利用する。

5 市が発注する公共土木工事等の木材利用

(1) 公共土木工事

「公共工事における環境配慮指針」に基づき、木材を利用する。その際は、できる限り地域材を利用する。

(2) 家具・備品等の調達

木材を原材料として使用した家具・備品等の利用促進を図る。その際には「豊田市グリーン調達方針」に基づき調達する。

6 市以外の者が整備する公共建築物における木材利用

市以外の者が公共建築物を整備する場合においても積極的に木材が利用されるよう、市は木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力が得られるよう努める。

7 その他木材利用の促進に必要な事項

- (1) 市及び施設管理者は、利用者が木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、その啓発に努める。
- (2) 公共建築物を整備する者は、部材の点検、補修、交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト（建築物の生涯費用）についても充分留意するものとする。
- (3) 市は、市以外の公共建築物を整備する者、林業従事者・木材製造業者等の木材供給者及び木材の利用促進に努める設計者・建築事業者等と相互に連携し、地域材の利用・供給に関する情報の共有化や地域材加工に関する支援など、公共建築物での地域材利用の促進及び、その整備に必要な木材の安定的な供給体制が確保されるよう努める。

適用

この基本方針は、平成24年7月1日から適用する。

適用

この基本方針は、平成29年4月1日から適用する。

(担当)産業部農林振興室森林課
都市整備部公共建築課